

「定額減税しきれないと見込まれる方」等への追加の給付金（「調整給付金(不足額給付)」）のご案内

「調整給付金（不足額給付）」とは？

調整給付の「不足額給付」とは、以下の事情により、**当初調整給付^(注)の支給額に不足が生じる場合に、追加で給付を行うものです。**

I 当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、**令和6年分所得税及び定額減税額の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方**に対して、その差額を支給

- 例**
- 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより、
「令和6年分推計所得税額（令和5年所得）」>「令和6年分所得税額（令和6年所得）」となった方
 - こどもの出生等、扶養親族が令和6年中に増加したことにより、
「所得税分定額減税可能額（当初給付）」<「所得税分定額減税可能額（不足額給付時）」となった方
 - 当初調整給付後に税額修正が生じたことにより、
令和6年度分個人住民税所得割額が減少し、都度対応ではなく、不足額給付時に一律対応することとされた方

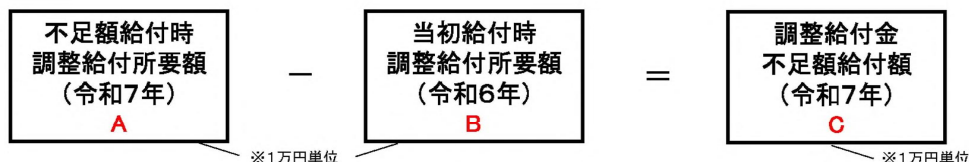
II 以下の支給条件をすべて満たす方には、1人あたり原則4万円（定額）を支給

※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円

- ・令和6年分所得税及び令和6年度個人住民税所得割ともに定額減税前税額ゼロ（本人として定額減税の対象外であること）
- ・税制度上、「扶養親族等」から外れてしまう、青色事業専従者・事業専従者（白色）の方、合計所得金額48万円超の方（扶養親族等としても定額減税の対象外であること）
- ・低所得世帯向け給付（令和5年度非課税給付等、令和6年度非課税化給付等）対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない（一体措置の上で低所得向け給付対象でないこと）

（注）昨年中に「定額減税しきれないと見込まれた方」に対し、調整給付金（当初調整給付）を支給しております。

イメージ



注1: 所得税・個人住民税合わせて既に4万円の定額減税を受けられている方、または合計所得金額1,805万円超の方は対象外です。

注2: 「不足額給付時調整給付所要額」(A) が「当初給付時調整給付所要額」(B) を下回った場合は余剰額の返還は求めません。

給付金の支給手続き

「調整給付金（不足額給付分）支給確認書」に必要事項をご記入のうえ、本人確認書類と一緒にご返信ください。

【同封書類】

- 「調整給付金（不足額給付分）支給確認書」…提出いただく書類です。
- 「記入例」…記入が必要な箇所について案内している文書です。
- 「返信用封筒」…確認書の提出にお使いください。

対象者の方には 東秩父村 から確認書をお届けします。



給付金を受け取るには、**返信が必要**です。

- 確認書の記載内容をご確認のうえ、必要事項を記入し、本人確認書類と一緒にご返信ください。



審査の上、順次、給付金を口座振込いたします。

提出方法・問い合わせ先

〒355-0393 埼玉県秩父郡東秩父村大字御堂634番地

東秩父村役場 企画財政課 **郵送または直接**

受付時間 8:30～17:00（土日祝を除く）

☎ 0493-82-1254

定額減税しきれないと見込まれる方への給付金（「不足額給付」）の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

また、都道府県・市区町村や国の機関を名乗るお心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきますようお願いいたします。